

第30回とよおかまつり出店者募集について

とよおかまつり実行委員会では、第30回とよおかまつりでの飲食販売・物品販売等出店者を下記の要項のとおり募集します。

出店を希望される方は、この要項を十分ご理解の上、お申し込みください。

記

1 募集店舗数

- ・ 飲食販売出店 25店舗（30区画）程度
- ・ 物品販売出店 35店舗（35区画）程度
- キッチンカー飲食販売出店 10～15店舗程度（3を参照）
（キッチンカーストリート）

2 出店日時

- ・ 11月11日（土）10時00分 から 16時00分（希望者は18時まで可）
 - ・ 11月12日（日） 9時30分 から 15時00分
- ※時間が変更になる場合があります。

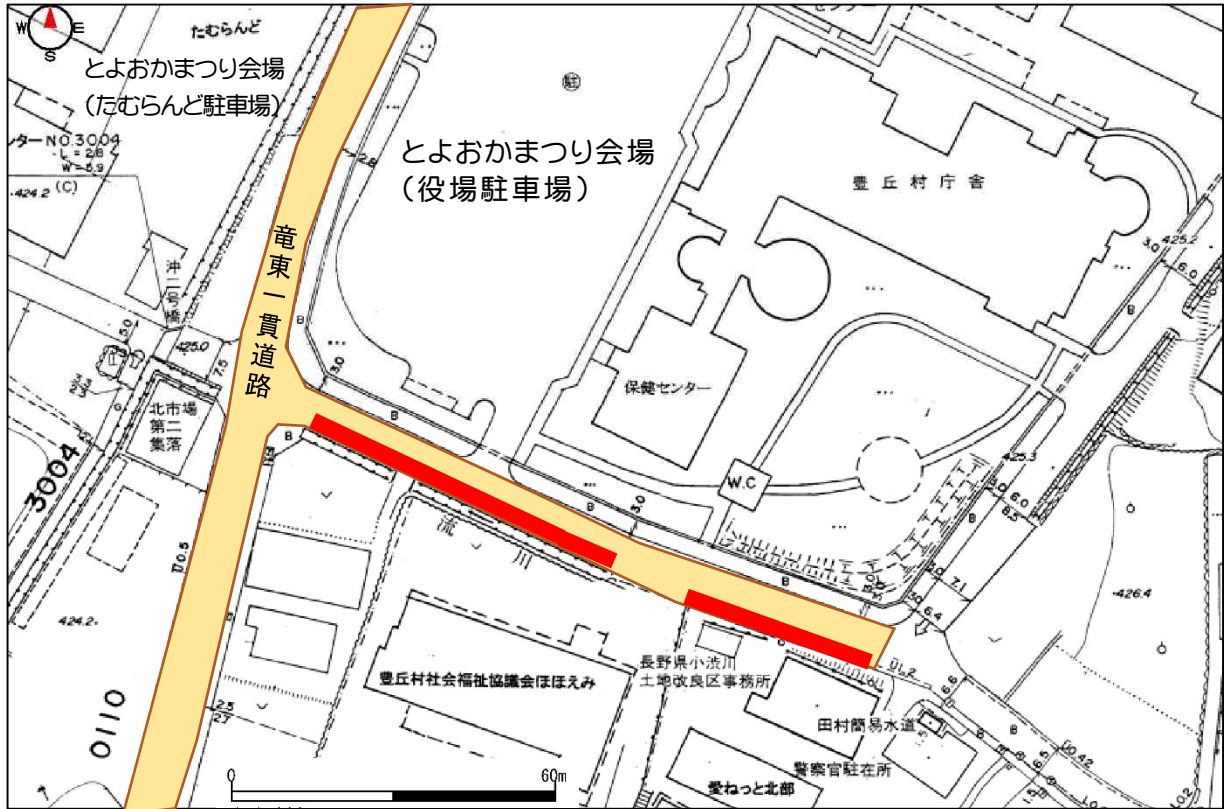
3 出店場所

- ・ 豊丘村役場駐車場、豊丘村たむらんど駐車場、役場南側村道
※役場南側村道は、キッチンカー専用の出店スペースとなります。
- ・ 出店希望が多い場合は、豊丘村内の出店者を優先させていただきます。
- ・ 申込みの際、出店場所の指定はできません。

■キッチンカーストリートについて

- ・ 今回から、役場南側の村道（竜東一貫道路～ほほえみ～小渋川土地改良区）を2日間とも全面通行止めとし、「キッチンカーストリート」として、キッチンカー専用の出店スペースとします。
- ・ キッチンカーによる出店を希望された場合、出店場所は原則として役場南側村道になりますので、予めご了承をお願いします（役場駐車場、たむらんど駐車場への出店はできません）。
- ・ 道路上のため、水道の利用はできません。
- ・ 出店料は、テント利用の場合の半額となります（6参照）。

キッチンカーストリート



道路通行規制 11日(土) 9:30~19:00
(車両通行止) 12日(日) 8:30~16:00



キッチンカー配置場所



4 出店資格

- ①とよおかまつり実行委員会が定める条件を理解し、公序良俗に反せず、とよおかまつり開催に協力できるもの。
- ②以下の出店条件等を承諾し、条件を遵守し出店できるもの。

5 出店条件

- ①「2 出店日時」に示す期間・時間を通じて出店できること(1日だけの出店を希望される場合は、両日間の区画数等の調整が必要なため、事前にご相談ください)。
- ②次の事項に1つ以上あてはまるもの。
 - ア 豊丘村内在住、在勤または在学の方、村内に事務所を置く団体および村内の商工業者であること。
 - イ 県内、村内の経済団体(JAみなみ信州・豊丘村商工会等)及び関連団体であること。

※村外から出店を希望される方は、上記団体であることが証明できるものを申込時に提出してください。ご提出いただけない場合は、出店をお断りします。
- ③消防署の指導に基づく防火対策を行うこと。
 - ※火気器具等を使用する場合は消火器を持参し設置すること。

- ④決められた出店区画や駐車場規則等の遵守事項を守ること。
- ⑤次のいずれかに該当する場合は、申込することはできません。
 - ア 過去にとよおかまつり等のイベントにおいて、重大な違反行為を行った者。
 - イ 実行委員会が、出店者として適当でないと判断したもの。

6 出店料（単価／2日間分）

①飲食販売・物品販売

1区画 3.6m×5.4m（2×3間テント1張）

1区画基本セット	基本料金		追加料金	
	村内	村外	電源	横幕
テント1張 長机4脚まで 椅子6脚まで	2,000円	6,000円	1口 2,000円	1間(1.8m) 500円

※1区画（テント1張り）に対する長机・椅子の申込み可能数は、長机4脚・椅子6脚まで。

※電源希望の場合は、使用器具名とそのワット数を申込書にご記入ください。

※水道、コンパネ、コンテナは無料。

※申込み数は必要最小限としてください。

※テント1／2張の場合は、上記金額の1／2の額となります。

②キッチンカー

1区画 6m×2.5m程度

基本料金		追加料金
村内	村外	電源
1,000円	3,000円	1口 2,000円

基本料金は、テントによる出店の半額です。

※電源希望の場合は、使用器具名とそのワット数を申込書にご記入ください。

※水道のご利用はできません。

7 注意事項

- ①飲食物を扱う出店については、保健所への申請を各自行い、その許可を受けてください。
- ②露店商の方は、出店をお断りします。
- ③暴力団と関係する方は出店をお断りします。なお、出店決定後、暴力団との関係が明らかになった場合は、出店を取り消します。
- ④代理出店、名義貸し出店は認めません。
- ⑤テント設置、片付けなど会場設営は、全出店者の参加のもと一斉に行いますので、必ずご出席ください。
- ⑥キッチンカーについては、2日間とも通行規制解除前に撤収（車両の移動）できるようにご準備

道路通行規制（車両通行止め） 11日（土）9:30～19:00 12日（日）8:30～16:00

備をお願いします。

- ⑦決められた駐車場に駐車せず、来場様用駐車場に駐車する出店者が毎年見受けられます。悪質な場合は、来年度以降の出店をお断りします。
- ⑧店舗の連結は2テントを限度とします。
- ⑨政治や宗教に関する出店、その他法令等で禁止されている行為はできません。
- ⑩環境に配慮したイベントとするため、出店ゴミを少なくする等ご対応願います。自店舗で販売した飲食物等のゴミについて来場者様から返却された場合は、出店者で責任をもって処理し（持ち帰り）、当会場への来場客用のごみ箱に出さないようお願いします。
悪質な場合は、来年度以降の出店をお断りしますのでご注意ください。
- ⑪駐車場、会場内における盗難につきまして主催者側は一切責任を負いません。特に、夜間は警備員等の配置を行いませんので、貴重品等の管理について注意してください。
- ⑫危険と判断される玩具（エアガン・花火・爆竹等）の販売は一切禁止します。販売が発覚した場合はその場で販売を禁止するとともに、次回以降の出店をお断りします。
- ⑬遵守事項等が追加になる場合がありますので、予めご承知おきください。

8 申込方法

出店申込書（別紙）に必要事項をご記入のうえ、事務局までご提出ください。
なお、申込書は、豊丘村ホームページからもダウンロードできます。

■提出先：実行委員会事務局（豊丘村役場 総務課 企画財政係）

■期限：9月25日(月)必着 FAX可（0265-35-9065）

9 その他

- ・出店には販売内容などの審査があります。
- ・応募多数の場合、原則豊丘村内の出店希望者を優先いたします。

10 出店者会議について

■日時：10月5日（木）午後7時30分【予定】

※日時が変更になる場合がありますので、後日、ご送付します案内通知により出席をお願いします。

■場所：豊丘村役場中会議室

■内容：

- ・出店者会議の案内通知が送付された事業者のみ出席ください。
- ・出店料等をお支払いできる方は支払いをお願いいたします。
- ・出店規則、出店に際しての遵守事項等の説明を行います。

とよおかまつり実行委員会

事務局：豊丘村役場 総務課 企画財政係

（担当）大原、長谷川、佐々木、牛山

（〒399-3295長野県下伊那郡豊丘村神稲3120）

電話：0265-35-9050（直通）FAX：0265-35-9065

E-mail：kikaku@vill.nagano-toyooka.lg.jp